

世田谷区子どもの権利条例について



世田谷区子ども・若者部
子ども・若者支援課

「世田谷区子ども条例」の改正について

子ども条例とは

平成13年に世田谷区が23区ではじめて制定した、子どもに関する条例です。子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、国連の「子どもの権利条約」に掲げる理念のもと、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを進める目的として制定しました。



検討

制定から20年以上が経過。区長の附属機関である「子ども・子育て会議」からの提言を受けたほか、国の「こども基本法」の施行や、区内の子ども・若者へのアンケートで明らかになった、子どもたちを取り巻く状況を踏まえ、子ども条例の改正に向けた検討を開始しました。



改正

条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、活かすことができるよう、子どもたち自身が条文の検討に携わり、子どもの権利を具体的に明記し、子どもたちの意見を反映した改正条例「世田谷区子どもの権利条例」を令和7年4月に施行しました。



◆子ども・子育て会議の報告書

令和5年3月「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」が提出され、
「子どもの権利を条例に明示する必要がある」との提言を受けました。



◆小中学生・若者アンケート等

子どもや若者たちの声を聞く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。

◆その他の動向

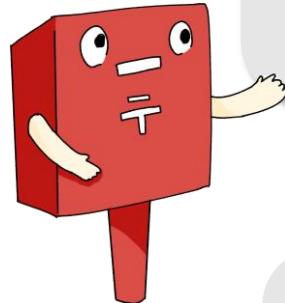
国連「子どもの権利条約」

こども家庭庁「こども基本法」

東京都「こども基本条例」



区は、子どもの権利を条例に明確に規定し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があると考え、条例改正に向けた議論をスタート。



子ども・若者や地域の声を集める

小中学生・若者アンケート

子ども・若者ヒアリング

子ども・若者の声ポスト

子ども・青少年会議

パブリックコメント



子ども・若者と一緒に条例の中身を議論・検討する

子ども条例検討プロジェクト

子ども・子育て会議
子ども・青少年協議会



子ども条例を「子どもの権利条例」に改正！

1

「子どもの権利」を具体的に明記しました

国連「子どもの権利条約」が規定する4つの一般原則の権利を引用したほか、区の子どもたちが検討を行い、特に重要と考えた権利を明示する形で具体的に規定しました。

2

子どもの声を反映し思いを込めました

条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるようにするため、条例前文などに子どもの思いを反映しました。

3

子どもの権利の保障状況を評価・検証する第三者機関を設置

区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関を設置することを規定しました。

1

「子どもの権利」を具体的に明記しました

子どもの権利とは？

子どもには、あたりまえに認められる人間としての権利「人権」のほかに、大人になるまでの間、成長・発達過程に必要な特別な「子どもの権利」があります。

- ◆ 「子どもの権利」は「人権」と同様に、生まれながらもっている権利です。
- ◆ 何か義務を果たしたら与えられるものではありません。



改正条例に明記した「子どもの権利」

国連「子どもの権利条約」が規定する4つの一般原則を「基本となる権利」として引用したほか、子どもたちが重要と考えた16の権利を明示する形で具体的に規定しました。

基本となる権利

- (1) いかなる理由でも差別されない権利
- (2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利
- (3) 生きる権利と成長・発達する権利
- (4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利

社会から守られ、支援を受ける権利

- (1) 安全で安心して生きることができる権利
- (2) 健康に暮らせる権利
- (3) 生活環境と自然環境が守られる権利

自分らしくいられる権利

- (1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利
- (2) 公正に評価される権利

自分で自分のことを決める権利

- (1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利
- (2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利
- (3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利

豊かに過ごす権利

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
- (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
- (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
- (4) 自分が知りたい情報を得られる権利
- (5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利

意見を表明し、参加・参画する権利

- (1) 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利
- (2) 対話をして協働する権利
- (3) 地域に参画する権利

2

子どもの声を反映し思いを込めました

子ども条例検討プロジェクト

公募により集まった中高生世代が、条文について検討しました。



前期検討会（6月～7月 計4回：15名参加）

- ① 条例の前文に掲載する子どもの声や想い
- ② 条例の目標とする子どもたちが考える区が目指すまちの姿
- ③ 世田谷の子どもたちが必要と考える子どもの権利



条文(素案)
を作成

後期検討会（10月～11月 計3回：18名参加）

パブリックコメントや子ども・若者の声ポストなどに寄せられたご意見などを踏まえて、前期検討会で考えた条文（素案）を見直しました。



完成した前文（抜粋）

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。
きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。



3

子どもの権利の保障状況を評価・検証する第三者機関を設置

子どもの権利委員会

- ①子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証
- ②子どもの権利のに関する広報・普及啓発等

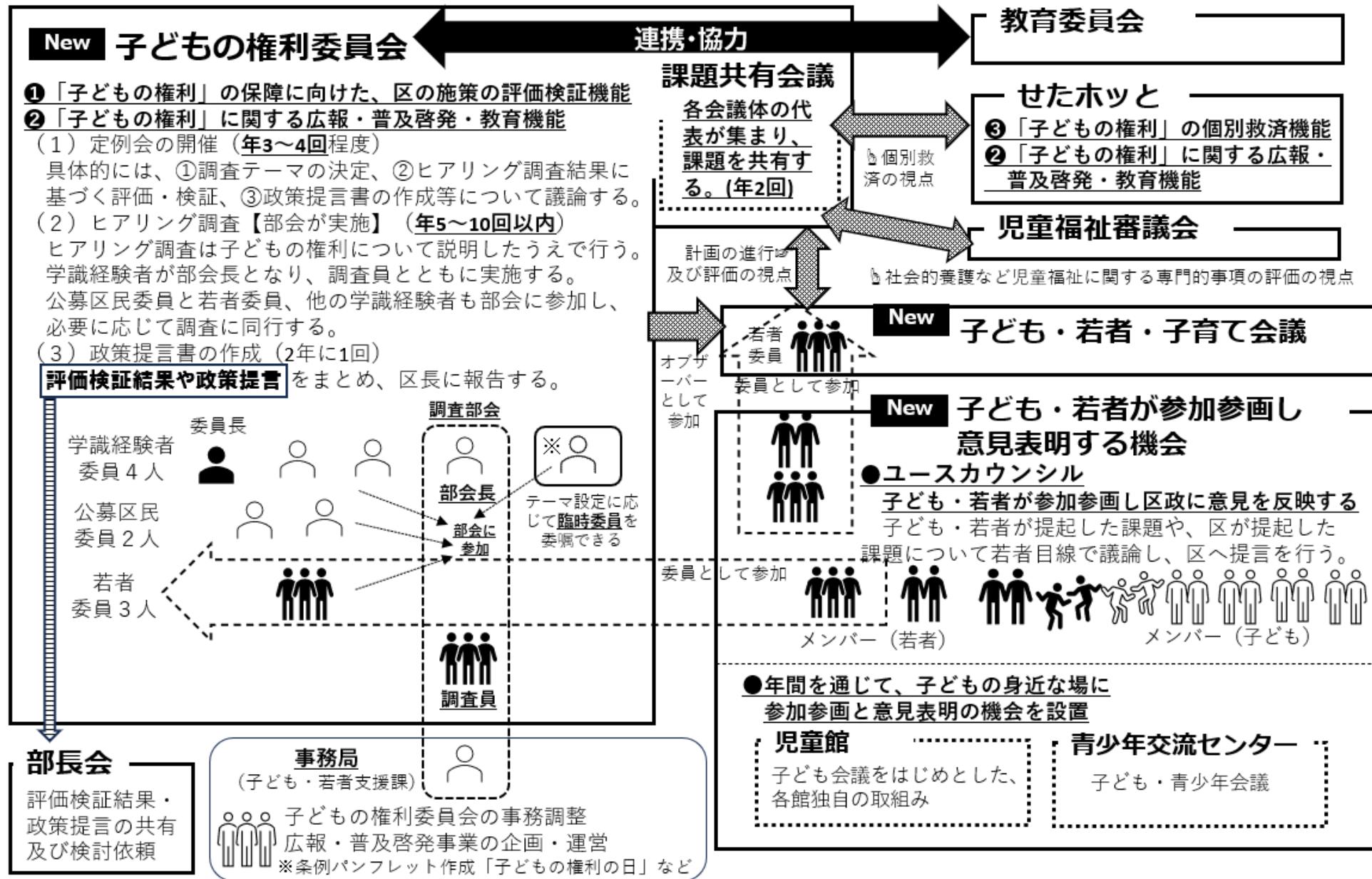
を行う第三者機関として、新たに「世田谷区子どもの権利委員会」を令和7年秋頃を目途に設置します。

子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとして位置づけ、教育委員会との連携・協力のもと、世田谷区子ども・若者・子育て会議等の関係機関と定期的に子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング調査を実施します。

その結果を踏まえて、区長に対して政策提言を行います。



条例改正のポイント



「子どもの権利条例」の周知・啓発

条例・計画できたよ！パンフレット

(クロスワードパズル)

タテ・ヨコのカギは、パンフレットの中身を読むと解ける！
手にとって、読んでもらえるように考えた仕掛けです



パンフレットを開く時にも楽しさを！
めぐりのデザイン
めぐり部
分は立
体的に見
えるよう
に、



めぐりのデザイン
めぐり部
分は立
体的に見
えるよう
に、

条例・計画できたよ！パンフレット

みんなの声

みんなで作ったよ！

せたホット (せたがやホット子どもサポート)

相談時間

電話

フリーダイヤル

メール

クロスワード

ひらがなで書いてね！

ヒントはすべてパンフレット
なかにあるよ

こたえ

タテの力ぎ

ヨコの力ぎ

せたがやく けんりじょうれい
世田谷区子どもの権利条例
せたがやく こ けんりのもうこうけいかく
世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

子どもの権利 を守る
約束と作戦 が
ござれたよ！



様々な人たちの意見を聴きながら条例検討を進め、子どもの声を反映した「世田谷区子どもの権利条例」ができあがりました。

この条例を多くの方に広く知ってもらい、大人も子どもも、それぞれの立場で子どもの権利を意識することで、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出していくことを目指します。



「子どもの権利条例」の全文はコチラ



ご清聴ありがとうございました

